

## 条 例

埼玉県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第三十号

埼玉県税条例の一部を改正する条例

埼玉県税条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の五の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改める。  
第二十六条の六の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第一項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削る。

第三十一条第一項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同号口中「七十二条の二十四の七第五項各号」を「第七十二条の二十四の七第六項各号」に改め、同項第二号中「電気供給業」の下に「（次号に掲げる事業を除く。）」を加え、同項に次の一号を加える。

三 電気供給業のうち、電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして施行規則で定めるものを含む。第三十一条の四第二項及び第三項において「小売電気事業等」という。）及び同法第二条第一項第十四号に規定する発電事業（これに準ずるものとして施行規則で定めるものを含む。第三十一条の四第二項及び第三項において「発電事業等」という。） 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる法人以外の法人 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額

ロ 第一号ロに掲げる法人 収入割額及び所得割額の合算額

第三十一条第三項中「第三十一条の四第四項」を「第三十一条の四第五項」に改める。

第三十一条の二第二項の表第三十一条の四第一項第三号の項の次に次のように加える。

第三十一条の四第三項 第一号	合計額	合計額（受託法人であるものにあつては、イに掲げる金額）
-------------------	-----	-----------------------------

第三十一条の二第二項の表第三十一条の四第三項の項中「第三十一条の四第三項」を「第三十一条の四第四項」に改め、同表第三十一条の四第三項第一号及び第三十

一条の六第一項の項中「第三十一条の四第三項第一号」を「第三十一条の四第四項第一号」に改め、同表第三十一条の四第三項第三号の項中「第三十一条の四第三項第三号」を「第三十一条の四第四項第三号」に改める。

第三十一条の二の二第一項中「事業の区分」を「事業税の区分」に改め、同項各号を次のように改める。

一 付加価値割 各事業年度の付加価値額

二 資本割 各事業年度の資本金等の額

三 所得割 各事業年度の所得

四 収入割 各事業年度の収入金額

第三十一条の二の二第四項中「第一項第一号イ」を「第一項第一号」に、「同号ロ」を「同項第二号」に、「同号ハ」を「同項第三号」に、「第一項第二号」を「同項第四号」に改める。

第三十一条の三第一項中「第二十一条の六」を「第二十一条の七」に改める。

第三十一条の四第一項中「第三項」を「第四項」に改め、同条第二項中「電気供給業」の下に「（小売電気事業等及び発電事業等を除く。）」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 法人の行う電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 第三十一条第一項第三号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の付加価値額に百分の〇・三七を乗じて得た金額

ハ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・一五を乗じて得た金額

二 第三十一条第一項第三号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の所得に百分の一・八五を乗じて得た金額

第三十一条の六第一項中「所得割（）」を「所得割等（）」に、「法人にあつては、」を「法人の」に、「とする。」又は「収入割」を「又は同号ロに掲げる法人の所得割をいう。」又は「収入割等（同項第二号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第三号イに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号ロに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。）」に改め、同条第二項中「第七十二条の三十三第三項」を「第七十二条の三十一第三項」に、「同条同項」を「同項」に改める。

第三十一条の十第一項中「第七条第一項」を「第六条の七第一項」に改める。

第三十三条の五第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項（第三号又は第四号に係る部分に限る。）」に、「第八条の四」を「第八条の四第二項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、第三十三条の七第一項又は第三項の規定による申告書に前項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第八条の四第一項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第三十三条の七第一項中「第三十三条の五第二項」を「第三十三条の五第三項」に改める。

第五十一条第一項第一号イ(2)及びロ(2)並びに第二号イ(2)及びロ(2)、第二項第一号ロ(2)及び第二号ロ(2)並びに第四項中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

附則第八条中「同条第三項第二号」を「同条第四項第二号」に改める。

附則第十一条の二中「令和二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

附則第二十一条第一項第五号中「又は装置」を削る。

附則第二十三条第二項第四号及び第五号並びに第三項各号中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

## 附 則

### （施行期日）

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

### （個人の県民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の埼玉県税条例（以下「改正後の条例」という。）第二十六条の六第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する改正後の条例第二十六条の六第一項に規定する申告書について適用する。

### （法人の事業税に関する経過措置）

3 改正後の条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。